

安全・安心 かわら版



第3号

2021. 12



荒川区

編集・発行 荒川区区民生活部生活安全課
〒116-0002 東京都荒川区荒川2-25-3
荒川区役所分庁舎 2階
TEL: 03-3802-4652 登録(03)0006号

荒川区の特殊詐欺対策！知っていますか!?



防災行政無線で男性の声が流れたら詐欺に注意!

「この地域に、詐欺の電話が架かってきています。
ご注意ください。また、近くに詐欺犯人がいるかもしれません。
不審者を見かけたら、110番通報をお願いします!!」

荒川区生活安全課から生放送中!



警察や区民の方からの情報提供により、不審電話が集中する地区に防災無線を放送します!

注意喚起!



防災行政無線から男性の声が聞こえたら、ご注意ください!

- ・今まさに「その地域」に特殊詐欺の不審電話(アポ電)が架かってきています!
- ・放送が聞こえた地域には、詐欺犯人がいるかもしれません。
- ・不審者を見かけたら110番通報をお願いします!

★詐欺被害防止のためにアポ電情報をお寄せください!

※防災行政無線の放送にあたりましては、引き続き皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



特殊詐欺対策3ヶ条を覚えて!

第1条 すぐに電話に出ない!

自動通話録音機を設置、または留守番電話に設定し、心当たりがない電話は出ない!



第2条 渡さない! 教えない!

現金やキャッシュカードを要求されても渡さない! 暗証番号を教えない!



第3条 身近な人に相談する!

電話やメールで「お金の話」が出たら身近な人、区や警察に必ず相談!



自動通話録音機(無料設置)



設置をした9割の方から満足の声をいただいています

- 犯人に対する警告メッセージを流します!
- 声を録音するので犯人が嫌がり、効果があります!

録音機のお申し込み、お待ちしています!



区内在住で65歳以上の方が居住する世帯が対象です

申込専用ダイヤル ☎03-3891-8883

New!

安全・安心スポット誕生!

防犯や交通安全に関する情報や知識に身近に触れることができる新しい啓発スポットとして今後活躍していきます!



お菓子や交通安全グッズがもらえるクイズレクリエーション!

日時: 2021年12月1日より 平日/月~金 9:00~17:00 (年末年始除く)
場所: 安全・安心スポット(荒川区役所分庁舎 1F 荒川2-25-3)
内容: 安全・安心スポット内に掲示されているクイズを解いて、分庁舎2F生活安全課に提出したく「お楽しみ袋」をプレゼントいたします。



要注意!

大通りの交差点内で
多くの自転車事故が
発生!

生活安全課交通安全係
☎03(3802)3111 内線489



都電通り



尾竹橋通り



止まれ



日光街道



小台通り



尾久橋通り



明治通り

信号のある交差点でも
左右の安全確認を
してから進入しよう!



自転車事故の相手
方は自動車が多
数!

○荒川区内での自転車関与
事故183件のうち、半
数近くの87件が交差点で
発生しています。

○原因の多くは出会い頭に
よるものです。

○事故の相手方は自動車が
83件と最も多く、自転車同
士の32件を大きく上回っ
ています。※件数等はす
べて2020年データ

事故につながる
危険な運転とは?

■交差点手前での一時不停止
○一時停止の標識のある交
差点では停止線の直前で
必ず停止しなくてはいけ
ません。

○見通しの悪い交差点でも
一時停止をすることで、事
故に遭う可能性が大きく
減少します。

■車道の逆走(右側通行)

○自転車は車道の左側を通
行しなくてはなりません。
左側通行することで、交
差する道路からの左折車
との出会い頭の衝突など

の危険性が減少します。
○右側通行はあおり運転(妨
害運転)にもなり得る大変
危険で悪質な運転です。

■ながらスマホ

○走行中にスマホ等を持っ
て通話したり、画面を注
視したりすることは法令
違反です。



スマートフォン等を使用する時は、通行
や歩道の妨げにならない場所で、立ち止
まった状態でなければなりません。

○自転車利用中にスマホ等
を使用する際には、安全
な場所に停止した状態で
使用しなくてはいただけ
ません。

事故が多く発生し
ている時間帯

○荒川区内での自転車事故
は、朝・夕の通勤・通学
や買い物などのため自転
車の通行量が増える時間
帯に特に多く発生してい
ます。
○時間に余裕を持って安全
運転を心掛けましょう。

自転車安全利用五則

自転車は、車道が原則、
歩道は例外

自転車は「車のなかま」なので、
原則として車道を
走らなければ
なりません。



車道を走るときは、
車道の左側を通行

自転車は、車道の中央から
左の部分を通行しなければな
りません。自転車道がある場
合は、工事などの場合を除き、
自転車道を通行しなければなりません。



歩道は、歩行者優先で、
車道寄りを徐行

自転車は、歩道の中
央から車道寄りの部分
を徐行しなければなら
ず、歩行者の通行を妨
げるときは、一時停止
しなければなりません。



安全ルールを守る

- ・飲酒運転禁止
- ・2人乗り運転禁止
- ・並進走行の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・信号無視禁止
- ・止まれの標識がある場所では必ず一時停止



子どもはヘルメットを着用

保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせ
るよう努めなければなりません。
自転車事故で死亡した人の大半が、頭部を損傷しており、
被害を軽減するためにも、ヘルメットの着用が必要です。

